

NEWS LETTER かわらばん







発行日:平成30年3月5日(第7号)

2月5日(月)の夜、「いぬやま未来会議」の第7回を開催。今回の参加者は、市民、職員、事務局スタッフ等を含めて23名でした。

今回のいぬみらでは、引き続き前回と同じグループでホネグミの肉付けを行いました。はじめのあいさつと前回の振り返りの後に、グループ内で話し合いをして論点を整理。グループとしての意見をまとめたのち、「論点」と「話し合って決めたこと」を発表し、全体に共有しました。前回から2回にわたって、これまで作り上げてきた条例のホネグミに肉付けをしてきましたが、どのグループも時間いっぱいまでアツーい話し合いをしていましたね。

・・・さて、いよいよ次回は最終回です。いぬみらの「意見集」取りまとめに向けて、全員でいっしょに、走り抜きます!!

2月5日(月) 市役所205会議室にて

第7回のテーマ ホネグミの肉付け!②



プログラム

- 1. はじめのあいさつ/松田課長
- 2. 前回のふりかえり/事務局
- 3 グループワーク

「ホネグミの肉付け!②」

- 4 グループ発表&全体共有
- 5. ティーブレイク
- 6. 全体トーク~ふりかえり
- 7. 次回の予定~おわりのあいさつ

グループワーク「ホネグミの肉付け!②」

前回の会議のなかで、犬山市協働のまちづくり基本条例を構成する5つの項目ごとに分かれて、グループワークを行いました。

今回は引き続き同じメンバー(また、新たに加わったメンバー)と論点を確認し、話し合って、グループとしての意見をまとめました。

↓5つの項目とは?

11/

- ①市民の定義、市民の権利、市民の役割と責務
- ②条例の位置づけ、自治(まちづくり)の基本原則、条例の適用除外、条例の見直し・検証
- ③市民参加と協働、市民活動・地域自治活動の推進、子どもの参加の権利
- ④市(行政)の役割と責務、総合計画
- ⑤住民投票、議会の役割・責務、選挙のあり方



ギャラリー市民会議













グループ発表&全体共有

以下に、各グループの「論点」と「話し合って決めたこと」をまとめます。



①グループ

①市民とは誰のこと?どう定義するか?(市内に) 居住・通勤・通学するもの(市内で) 活動・事業を行う個人または法人

②市民の権利をどこまで規定するか?知る権利、参加する権利

- ③市民の役割と責務をどこまで規定するか?
- ・まちづくりの推進、担い手としての自覚を持つこと
- ・自らの発言と行動に責任を持つこと
- ・次世代に引き継ぐこと
- ※事業者、大学、学生の責務をそれぞれ特筆する 事業者: 専門的な知識をや経験を活かしてもらう 大学と学生は分けて考えるべき

②グループ

- ①条例の位置づけをどうするか? 最も基本的な意思の表明とする
- ②自治の基本原則として何をどこまで規定するか? 情報共有・市民参加・協働・平等・信頼の原則
- ③条例の適用除外の規定を設けるか?ネガティブリストになりかねないため、あえて設ける 必要はない
- ④条例の検証、見直しの規定を設けるかどうか? 検証する期間を5年ごとと定める ※検証は市民参画で行う

③グループ

- ①市民参加と協働のしくみをどこまで規定するか? 基本的な考え方のみを記載する
- ②自治の推進単位や関係をどう整理するか?
- ※自治の単位は、地縁の組織(区・自治体、小学校区単位ごとの地域自治組織、コミュニティ等)と NPO 等の市民活動団体に分ける
- ※各種団体や活動を<mark>規定する</mark> (それぞれの役割・活動にあたってのポイント等)
- ③志縁コミュニティ、地縁コミュニティによる活動を保証するための仕組みをどこまで規定するか? 具体的な仕組みは委任条例(市民活動推進条例等)で定める
- ④子どもの参加の権利をどこまで規定するか?
- ※子どもの参加の権利を特筆する
- ▼特に入れたいワード 子どもたちが愛着を持てる、参加しやすい環境づくり

4グループ

①市(行政)の役割と責務について、どのように規定するか?

市長と職員に分けて記載する

▼特に入れたいワード

市長:市民の声を聴く、リーダーシップをとる 等職員:積極的に市民の意見を把握する、能力向上、知識習得等

②総合計画の策定について規定するか? 法的根拠を失ったが、市のまちづくりの方向性を示す 必要があるため、規定する

⑤グループ

- ①住民投票をどのように規定するか? 念押し規定として、その都度、別に条例で定める
- ②議会の役割・責務について、どのように規定するか? 議会と議員に分けて記載する
- ▼先行して議会基本条例があるので、シンプルに、要約 して記載する
- ③選挙のあり方をどのように規定するか? 選挙のあり方について<mark>規定する</mark> ※ただし、公職選挙法にふれない程度にする
- ▼選挙への関心を高めるために・・・

市民:選挙は大切だという意識を持つ 議会:自分の思いをわかりやすく伝える

行政:選挙の仕組み、結果をわかりやすく伝える ※市の現状や課題などを知ってもらうために市政に関

する情報を共有するための機会を設ける (タウンミーティング、市民まちづくり集会等)

現在、これまでの会議で 出た意見を取りまとめた いぬみらの「意見集」を作 成しています!







次回は3月12日(月)19:00 より

犬山市役所 205 会議室こて テーマは、『まとめーみんなの意見の確認です。

発行 & 連絡先 犬山市 企画広報課 (担当:小池 渡邉)

TEL 0568-44-0312 (直通)
mail 010100@city.inuyama.lg.jp